

外国人英語指導者配置事業にかかる 派遣契約業者公募要領

令和4年9月

御 殿 場 市

◆問合せ先及び申請書類の提出先◆

御殿場市教育委員会学校教育課

〒412-8601 御殿場市萩原483番地

電 話 0550-82-4534

F A X 0550-82-4525

E-mail gakko@city.gotemba.lg.jp

↑

アルファベット小文字のEIL

外国人英語指導者配置事業にかかる派遣契約業者公募要領

御殿場市では国の学習指導要領に基づき、ネイティブスピーカーとの交流を通して、正しい英語の発音や異なる文化等を体験的に理解すると共に、ネイティブスピーカーとの外国語（英語）活動を通して、コミュニケーション能力の向上及び英語能力の向上を図ることを目的とし、市内小中学校に外国人英語指導者（以下「ALT」という。）を配置しています。

については、公募型プロポーザル方式による業者選定にあたり、次のとおり事業者を募集します。

1 業務の概要

- (1) 名称 外国人英語指導者配置事業
- (2) 業務内容 詳細は別紙「仕様書」のとおりです。
- (3) 履行期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日までとします。
- (4) 派遣契約業者と人数

契約人数は12人です。ただし、契約期間を通して確実な業務遂行と質の高いALTの配置を行うため、当該プロポーザルにおける選定業者を原則3社とし、審査結果について上位の業者と派遣契約を締結するものとします。

① 人数の割り振り

第1位の業者6人、第2位の業者4人、第3位の業者2人とします。

② 同点の場合

見積提示金額の価格が低い業者を上位とし、さらに同順位となった場合には審査委員の協議により上位を決定します。

③ 2社以下での選定

参加資格を有する業者が3社に満たなかった場合には、次のとおりとします。

- ・ 2社の場合、第1位の業者が7人、第2位の業者が5人とします。
- ・ 1社の場合、1社で12人とします。

- (5) 提案額 上限 1人あたり年額 4,400,000円（税抜き）

2 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、参加資格審査申請日から本契約締結日までの間において、次に掲げる項目をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 御殿場市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱(平成4年御殿場市告示第78号)の規定による入札参加資格停止の期間中でない者であること。

- (5) 御殿場市暴力団排除条例(平成 24 年御殿場市条例第 24 号)に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団等でない者であること。
- (6) 最近 1 年間の法人税、法人市民税、消費税、地方消費税及び御殿場市税を滞納していない者であること。
- (7) 一般労働者派遣の許可を有すること。

3 応募に関する事項

(1) 派遣業者の募集及び選定スケジュール

要領の配布	9月 7日(水)から
質問の受付	9月 16日(金)まで
質問の回答	9月 26日(月)
参加表明書類の提出	10月 7日(金)まで
参加資格確認結果通知	10月 14日(金)
提案書の提出	11月 14日(月)まで
プレゼンテーション	11月 30日(水)
選定結果通知	12月下旬頃

※スケジュールは変更になることがあります。

(2) 参加表明手続き

- ① 要領の配布(御殿場市のホームページからダウンロードできます。)

時間 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)

場所 御殿場市教育委員会学校教育課(御殿場市役所本庁舎5階)

- ② 質問の受付

公募に関する質問は、公募に関する質問書(様式自由)を作成のうえ、郵送、FAX又は電子メールにより提出してください。電子メールでの質問の際は件名を【派遣業者公募に関する質問】とし、公募に関する質問書を添付してください。

- ③ 質問の回答

質問者の権利や利益などを害するおそれがあると認められるものを除き、期日までに取りまとめた質問・回答を応募したすべての団体へ通知します。

- ④ 参加表明書類の提出

御殿場市プロポーザル参加表明書(様式第1号)に下記必要書類を添え、持参又は郵送により各1部提出してください。

- ・法人等概要書(要領様式第1)
- ・暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書(要領様式第2)
- ・市税等滞納のないことが分かる証明書(写し可。作成後3か月以内のもの。)
- ・県税等滞納のないことが分かる証明書(写し可。作成後3か月以内のもの。)
- ・国税等納税証明書(写し可。発行から3か月以内のもの。)
- ・労働者派遣業許可証の写し

- ⑤ 参加資格確認結果通知

参加資格を有する者であるかを確認し、その結果を郵送にて通知(様式第2号)します。参加資格を認めた派遣業者には、御殿場市プロポーザル関係書類提出要請書(様式第3号)により、提案書及び必要書類の提出を要請します。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 提案書について

提案書（様式第4号）のほか、企画提案資料及び見積書を持参又は郵送（電子メール不可）により各10部提出してください。

① 企画提案資料について

要領様式第3-1から第3-11により、審査事項に関する企画提案資料を作成してください。なお、文字サイズは11ポイント以上とし、A4縦長横書き片面、各ページとも上限2ページ以内に収めてください。

② 見積書について

見積書として任意様式にて単独に作成し、1名あたりの金額を税抜きで記載してください。

(2) プレゼンテーション・ヒアリングについて

- ① 1事業者につき提案説明20分程度、ヒアリング10分程度とします。
- ② プレゼンテーションの順番は提案書の受付順とします。
- ③ プレゼンテーション参加者は1事業所につき3名までとします。
- ④ パソコン、プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブルの貸与が可能です。
- ⑤ 当日の追加資料配布は認められません。

(3) 審査の方法

御殿場市プロポーザル審査委員会設置条例に基づき設置された委員会によって審査を行います。

① 審査基準

番号	評価項目	評価の着目点	配点
①	会社概要・理念・方針	学校教育への理解 学習指導要領への理解	10
②	業務実績	公立学校での配置実績 ALTの所属人数 ALTの平均的な勤続年数	10
③	ALT採用体制	資格や経験などの採用基準 雇用の安定性 ALTの資質能力に関する考え方	20
④	ALT研修体制	研修の期間や回数、研修内容	10
⑤	教職員への支援	学習指導要領に準拠した教材・教具・レessonプランの提供	10
⑥	法令順守	関係法令等の順守の徹底 ハラスメント等への指導と理解	10
⑦	危機管理体制、緊急時の支援体制	ALTの事故や急病への対応 感染症対策や災害発生時の緊急対応	10
⑧	ALTの日常生活への支援体制	ALTの日常生活への支援体制 給与形態	20
⑨	ALTの健康管理	健康診断の実施状況 メンタルヘルスマネジメント体制作り	10
⑩	労務管理・連絡体制	ALTの服務・勤務状況等の管理体制 教育委員会・学校との連絡体制	10
⑪	御殿場市への独自の提案	御殿場市の方針への理解 有効的な提案	10
⑫	見積提示金額	契約上限金額以内の設定	20

② 評価方法

評価方式は採点方式とし、審査基準に基づき見積提示金額を除く項目について各審査委員が評価します。算出した評価点を参加表明者ごとに集計し、評価点の平均点に事務局評価による見積提示金額の点数を加算します。

(4) 選定結果について

選定の結果は、全ての参加者に書面で通知します。また、市のホームページにて公表します。

5 プロポーザル参加に関する留意事項

(1) 接触の禁止

審査委員会委員及びその他本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

(2) 参加費用の負担

プロポーザル参加に要する費用は、参加者の負担とします。

(3) 提出書類について

① 書類の不備

提出書類に虚偽・不正があった場合や、期限までに整わなかった場合には審査の対象から除外します。

② 変更の禁止

一度提出された書類については変更を認めず、選定・非選定に関わらず返却はしません。

③ 情報公開

提出書類については、御殿場市公文書公開条例に基づき情報公開の対象となります。

6 問合せ先及び書類の提出先

御殿場市教育委員会 学校教育課 ALT担当

〒412-8601 御殿場市萩原483番地（御殿場市役所本庁舎5階）

電話 0550-82-4534

FAX 0550-82-4525

E-mail gakko@city.gotemba.lg.jp

↑
アルファベット小文字のEIL